

長野県環境影響評価条例

平成 10 年 3 月 30 日

条例第 12 号

〔沿革〕 平成 19 年 7 月 17 日長野県条例第 42 号

平成 27 年 10 月 13 日長野県条例第 41 号

令和 2 年 10 月 19 日長野県条例第 38 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 技術指針（第 4 条）
- 第 3 章 方法書の作成前の手続
 - 第 1 節 配慮書（第 4 条の 2—第 4 条の 10）
 - 第 2 節 第 2 種事業に係る判定（第 5 条）
- 第 4 章 方法書（第 6 条—第 11 条）
- 第 5 章 環境影響評価の実施等（第 12 条・第 13 条）
- 第 6 章 準備書（第 14 条—第 20 条）
- 第 7 章 評価書（第 21 条—第 22 条）
- 第 8 章 対象事業の内容の修正等（第 23 条—第 25 条）
- 第 9 章 評価書の公告及び綽覧後の手続（第 26 条—第 32 条）
- 第 10 章 長野県環境影響評価技術委員会（第 33 条—第 39 条）
- 第 11 章 法対象事業に係る手續（第 40 条・第 41 条）
- 第 12 章 雜則（第 42 条—第 48 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、事業者がその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境影響評価 事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。）
- （2） 第 1 種事業 別表に掲げる事業で、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるお

それがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第2種事業であつて法第4条第3項各号に掲げる措置がとられていないもの及び法第2条第4項に規定する対象事業（次号において「法対象事業等」という。）を除く。）をいう。

（3） 第2種事業 別表に掲げる事業で、次のいずれかに該当するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（第5条において「判定」という。）を知事が同条の規定により行う必要があるものとして規則で定めるもの（法対象事業等を除く。）をいう。

ア 第1種事業に準ずる規模を有する事業

イ 環境の保全上特に配慮が必要と認められる地域において実施される事業（第1種事業に該当するものを除く。）

（4） 対象事業 第1種事業又は第5条第4項第1号の措置がとられた第2種事業（同条第5項及び第24条第2項において準用する第5条第4項第2号の措置がとられたものを除く。）をいう。

（5） 事業者 この章の場合を除き、対象事業を実施しようとする者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をしようとする者）をいう。

（県等の責務）

第3条 県、市町村、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第2章 技術指針

（技術指針）

第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるためには必要であると認められる技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めなければならない。

2 技術指針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 次条に規定する計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針

（2） 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針

（3） 環境の保全のための措置に関する指針

（4） 第14条第1項第6号のウに規定する事後調査の項目及び当該項目に係る調査を合理的に行うための手法を選定するための指針

3 知事は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、技術指針を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

第3章 方法書の作成前の手続

第1節 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第4条の2 次に掲げる者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下この節において「計画段階配慮事業者」という。）は、第1種事業、第2種事業又は法第2条第3項に規定する第2種事業（以下この節において「第1種事業等」という。）に係る計画の立案の段階において、当該第1種事業等が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該第1種事業等の実施が想定される区域（次条第1項において「事業実施想定区域」という。）における当該第1種事業等に係る環境の保全のために配慮すべき事項（同項及び第4条の9第3項において「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

- (1) 第1種事業を実施しようとする者
- (2) 第2種事業を実施しようとする者（県、国、他の地方公共団体その他規則で定める者（第4号において「県等」という。）に限る。）
- (3) 法第2条第3項に規定する第2種事業（法第3条の10第1項の規定による通知がなされたものを除く。次号及び第46条において同じ。）のうち、第1種事業に相当する事業として規則で定めるものを実施しようとする者
- (4) 法第2条第3項に規定する第2種事業のうち、第2種事業に相当する事業として規則で定めるものを実施しようとする者（県等に限る。）

(配慮書の作成)

第4条の3 計画段階配慮事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第1種事業等の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- (5) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の第1種事業等を実施しようとする場合は、当該第1種事業等に係る計画段階配慮事業者は、これらの第1種事業等について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付)

第4条の4 計画段階配慮事業者は、配慮書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(配慮書の公告等)

第4条の5 知事は、前条の配慮書及び要約書の送付を受けたときは、配慮書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、配慮書及び要約書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、配慮書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

(配慮書についての意見書の提出)

第4条の6 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の縦覧期間内に、計画段階配慮事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(配慮書についての意見書の写しの送付)

第4条の7 計画段階配慮事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第4条の4に規定する地域を管轄する市町村長に対し、同項の意見書の写し（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類。次条第1項において同じ。）を送付しなければならない。

(配慮書についての知事の意見)

第4条の8 知事は、前条の意見書の写しの送付を受けたときは、規則で定める期間内に、計画段階配慮事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、第4条の6第1項の意見に配意するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第2項に規定する市町村長に送付するとともに、当該意見及び同項の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(第1種事業等の廃止等)

第4条の9 計画段階配慮事業者は、第4条の5の規定による公告が行われてから第8条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事にその旨を通知しなければならない。

- (1) 第1種事業等を実施しないこととしたとき。
 - (2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第1種事業等に該当しないこととなったとき。
 - (3) 第1種事業等の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公告するものとする。
- 3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第1種事業等であるときは、前項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の計画段階配慮事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに計画段階配慮事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の計画段階配慮事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手續は新たに計画段階配慮事業者となった者について行われたものとみなす。

(計画段階配慮事業者以外の者が実施する事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討)

第4条の10 次に掲げる者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者）は、第2種

事業又は法第2条第3項に規定する第2種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うよう努めなければならない。

- (1) 第2種事業を実施しようとする者（第4条の2第2号に掲げる者を除く。）
 - (2) 第4条の2第4号に規定する事業を実施しようとする者（同号に掲げる者を除く。）
- 2 前項の規定により同項に規定する手続を行う者については、計画段階配慮事業者とみなし、第4条の2から前条までの規定を適用する。

第2節 第2種事業に係る判定

（第2種事業に係る判定）

第5条 第2種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。）は、規則で定めるところにより、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）並びに第2種事業の種類及び規模、第2種事業が実施されるべき区域その他第2種事業の概要を書面により知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出（以下この条及び第24条第1項において「届出」という。）を受けたときは、当該届出に係る第2種事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に届出に係る書面の写しを送付し、30日以上の期間を指定して、この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。
- 3 知事は、前項に定めるもののほか、同項の手続が行われる必要があるかどうかについての長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴くことができる。
- 4 知事は、前2項の意見が述べられたときはこれらを勘案して、規則で定めるところにより、届出の日から起算して60日以内に、届出に係る第2種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとるものとする。
 - (1) この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び第2項の市町村長に通知すること。
 - (2) この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び第2項の市町村長に通知すること。
- 5 届出をした者で前項第1号の措置がとられたものが当該第2種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第2種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、前3項の規定は、当該届出について準用する。
- 6 第2種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第4項第2号（前項及び第24条第2項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第2種事業を実施してはならない。
- 7 第2種事業を実施しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第2種事業を実施しようとする者は、この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知しなければならない。

- 8 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第2種事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に当該通知の写しを送付するものとする。
- 9 第7項の規定による通知に係る第2種事業は、当該通知の時に第4項第1号の措置がとられたものとみなす。
- 10 知事は、届出を受けたとき、第4項の規定による通知を行ったとき又は第7項の規定による通知を受けたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第4章 方法書

(方法書の作成)

第6条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の8第1項の意見が述べられたときはこれを勘案し、第4条の6第1項の意見に配意して、第4条の2の第1種事業等が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第4号から第7号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
 - (2) 対象事業の目的及び内容
 - (3) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
 - (4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項
 - (5) 第4条の6第1項の意見の概要
 - (6) 第4条の8第1項の知事の意見
 - (7) 前2号の意見についての事業者の見解
 - (8) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
 - (9) その他規則で定める事項
- 2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(方法書の送付)

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条及び第8条の2第4項において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(方法書の公告等)

第8条 知事は、前条の方法書及び要約書の送付を受けたときは、方法書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、方法書及び要約書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

(方法書説明会の開催等)

第8条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第7条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、前項に規定する地域内において、これらの周知を図らなければならない。
- 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、あらかじめ、知事の意見を聴かなければならない。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定により周知を図った方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

（方法書についての意見書の提出）

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の公告の日から、同条の縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（方法書についての意見書の写しの送付）

第10条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第7条に規定する地域を管轄する市町村長に対し、前条第1項の意見書の写し（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類。次条において同じ。）を送付しなければならない。

（方法書についての知事の意見）

第11条 知事は、前条の意見書の写しの送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、方法書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聞くものとする。
- 4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意するものとする。
- 5 第1項の場合において、知事は、事業者が配慮書を作成しているときは、同項の意見を速やかに述べるよう努めるものとする。
- 6 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第2項に規定する市町村長に送付するとともに、当該意見及び同項の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第5章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第12条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意して第6条第1項第8号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第13条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第6章 準備書

(準備書の作成)

第14条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第6条第1項第1号から第7号までに掲げる事項
 - (2) 第9条第1項の意見の概要
 - (3) 第11条第1項の知事の意見
 - (4) 前2号の意見についての事業者の見解
 - (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかつた項目に係るものも含む。）
 - イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
 - ウ 対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う調査（以下「事後調査」という。）の項目及び手法
 - エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
 - (7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (8) その他規則で定める事項
- 2 第6条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書の送付)

第15条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第7条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第9条第1項及び第11条第1項の意見並びに第13条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第7条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(準備書の公告等)

第16条 知事は、前条の準備書及び要約書の送付を受けたときは、準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、準備書及び要約書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

(準備書説明会の開催等)

第17条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第8条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項に規定する地域」とあるのは「第15条に規定する関係地域」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第17条第2項において準用する第2項」と、「前条」とあるのは「第16条」と、「要約書」とあるのは「第15条に規定する要約書」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第17条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第18条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第16条の公告の日から、同条の縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見書の写し等の送付)

第19条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の意見書の写し及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類。次条において同じ。）を送付しなければならない。

(準備書についての知事の意見)

第20条 知事は、前条の意見書の写し及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、当該事業者の見解を記載した書類をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、準備書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

5 第11条第4項及び第6項の規定は、第1項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前2項」とあるのは「第20条第2項及び第3項」と、「第9条第1項の意見」とあるのは「第18条第1項の意見、第19条の事業者の

見解及び第20条第4項の公聴会において述べられた意見」と、同条第6項中「第2項に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、「同項の意見」とあるのは「第20条第2項の意見」と読み替えるものとする。

第7章 評価書

(評価書の作成等)

第21条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第18条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するとき有限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 第6条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第22条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
 - (2) 第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項及び第3項並びに次条から第22条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、規則で定めるところにより作成しなければならない。
- (1) 第14条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 第18条第1項の意見の概要
 - (3) 前条第1項の知事の意見
 - (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- 3 事業者は、評価書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。
- 4 知事は、前項の評価書及びこれを要約した書類の送付を受けたときは、評価書及びこれを要約した書類をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(評価書についての知事の意見)

第21条の2 知事は、前条第3項の評価書及びこれを要約した書類の送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、評価書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。
- 3 第1項の場合において、知事は、評価書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聞くことができる。
- 4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するものとする。
- 5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付す

るとともに、当該意見及び第2項の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(評価書の再検討及び補正)

第21条の3 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 第6条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。）同条から次条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
 - (2) 第6条第1項第1号、第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号又は第21条第2項第2号から第4号までに掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）評価書について所要の補正をすること。
 - (3) 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、前項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、規則で定めるところにより、評価書の補正をしなければならない。
- 3 事業者は、第1項第1号に該当する場合を除き、同項第2号又は前項の規定による補正後の評価書及びこれを要約した書類の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の書面による通知）を、知事及び関係市町村長に対してしなければならない。
- 4 知事は、前項の評価書及びこれを要約した書類の送付を受けたときは、評価書及びこれを要約した書類（同項の通知を受けたときは、当該通知）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(評価書の公告及び縦覧)

第22条 知事は、第21条の2第1項の意見を述べる必要がないと認めるとき又は前条第3項の評価書及びこれを要約した書類の送付若しくは同項の通知を受けたときは、評価書（同条第1項第2号又は第2項の規定による補正が行われた場合は、補正後の評価書。以下同じ。）及びこれを要約した書類の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、評価書及びこれを要約した書類を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

第8章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第23条 事業者は、第8条の規定による公告が行われてから前条の規定による公告が行われるまでの間に第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合（第21条第1項又は第21条の3第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第6条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(事業内容の修正の場合の第2種事業に係る判定)

第24条 事業者は、第8条の規定による公告が行われてから第22条の規定による公告が行われるまでの間において、第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第2種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第5条第1項の規定の例により届出をすることができる。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第4項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続（当該届出の時までに行ったものを除く。）」と読み替えるものとする。

3 知事は、前項において準用する第5条第4項第2号に規定する措置をとったときは、規則で定めるところによりその旨を公告するものとする。

(対象事業の廃止等)

第25条 事業者は、第8条の規定による公告が行われてから第22条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事にその旨を通知しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
 - (2) 第6条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第1種事業又は第2種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
 - (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公告するものとする。
- 3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第26条 事業者は、第22条の規定による公告が行われるまでは、対象事業（第21条第1項、第21条の3第1項又は第23条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者又は対象事業を実施している者（以下「事業者等」という。）は、第22条の規定による公告が行われた後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、この条例（第32条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、事業者等（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされるものを除く。）が第22条の規定による公告が行われた後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施する場合について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 事業者等は、第22条の規定による公告が行われた後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、知事にその旨を通知しなければならない。この場合において、前条第2項及び第3項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第27条 第22条の規定による公告が行われた後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第14条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認められる場合には、事業者等は、当該変更後の対象事業について、更に第6条から第22条まで又は第12条から第22条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 事業者等は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事にその旨を通知しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公告するものとする。
- 4 第23条から前条までの規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告(次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施の要求)

第28条 知事は、前条第1項の場合において、事業者等に対し、当該変更後の対象事業について、同項の環境影響評価その他の手続を行うよう求めることができる。

(許認可等に当たっての配慮の要請)

第29条 知事は、対象事業の実施に必要な許可、認可その他の行為(法令(法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則をいう。以下同じ。)の規定に基づくもので、規則で定めるものに限る。)の権限を有する者に評価書の写しを送付し、その者が当該行為を行うに当たり、評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

(事業者等の環境の保全の配慮)

第30条 事業者等は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

(事後調査計画書の作成等)

第30条の2 事業者は、対象事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、事後調査の項目及び手法を記載した事後調査計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成しなければならない。ただし、評価書に記載された第14条第1項第6号のウに掲げる事項に変更がない場合その他の場合であって、知事が事後調査計画書を作成する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 事業者は、事後調査計画書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、事後調査計画書を送付しなければならない。
- 3 知事は、前項の事後調査計画書の送付を受けたときは、事後調査計画書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(事後調査計画書についての知事の意見)

第30条の3 知事は、前条第3項の規定による公表後、規則で定める期間内に、事業者に対し、事後調査計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するとともに、当該意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(事後調査の実施)

第30条の4 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案し、事後調査計画書の記載事項について検討を加え、その結果に基づき事後調査を行わなければならない。

(対象事業の着手等の報告)

第31条 対象事業を実施している者その他規則で定める者（以下この章において「事業実施者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その状況を記載した報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

- (1) 対象事業に着手したとき。
 - (2) 対象事業の実施を完了するまでの間において、評価書に記載した事項を変更しようとするとき（規則で定める場合を除く。）。
 - (3) 対象事業を実施しないこととしたとき。
 - (4) 第6条第1項第2号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が第1種事業又は第2種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
 - (5) 対象事業の実施を完了したとき。
- 2 知事は、前項の報告書の送付を受けたときは、当該報告書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(事後調査報告書の作成)

第31条の2 事業実施者等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事後調査計画書（第30条の2第1項ただし書の規定により事後調査計画書が作成されていない場合にあっては、評価書）に基づき実施した事後調査の状況
- (2) 第14条第1項第6号のイに掲げる措置（対象事業の実施を完了するまでの間に講じたものにあっては、前号に掲げる事項に応じて講じたものに限る。）の状況

(事後調査報告書の送付)

第31条の3 事業実施者等は、事後調査報告書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、事後調査報告書を送付しなければならない。

(事後調査報告書の公告等)

第31条の4 知事は、前条の事後調査報告書の送付を受けたときは、事後調査報告書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、事後調査報告書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、事後調査報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

(事後調査報告書についての意見書の提出)

第31条の5 事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の縦覧期間内に、知事に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(事後調査報告書についての意見の聴取)

第31条の6 知事は、前条第1項の期間を経過した後、関係市町村長に対し、同項の意見書の写し（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類）を送付し、期間を指定して事後調査報告書について意見を求めるとともに、事後調査報告書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聞くものとする。

(環境の保全のための措置の求め)

第31条の7 知事は、前条の意見が述べられたときはこれらを勘案するとともに、第31条の5第1項の意見に配意し、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業実施者等に対し、当該措置を講ずるよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定により措置を講ずるよう求めたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(施工状況等報告書)

第32条 事業者等その他規則で定める者は、第22条の規定による公告後、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した施工状況等報告書（以下「施工状況等報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(1) 評価書に記載された第14条第1項第6号のイに掲げる措置の状況

(2) 対象事業の実施状況

2 知事は、前項の施工状況等報告書の送付を受けた場合において、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴いた上で、事業者等その他規則で定める者に対し、当該措置を講ずるよう求めることができる。

3 知事は、第1項の施工状況等報告書の送付を受けたときは施工状況等報告書を、前項の規定により措置を講ずるよう求めたときはその旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第10章 長野県環境影響評価技術委員会

(設置)

第33条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、環境影響評価に関する技術的事項について知事の諮問に応じて調査審議するため、長野県環境影響評価技術委員会（以下「技術委員会」という。）を設置する。

(組織)

第34条 技術委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(任期)

第35条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第36条 技術委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第37条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 技術委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 技術委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第38条 技術委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 技術委員会は、部会の決議をもって技術委員会の決議とすることができます。
- 6 第36条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「技術委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第39条 技術委員会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第11章 法対象事業に係る手続

(法対象事業に係る手続)

第40条 第30条の2から第32条まで、第42条及び第43条（第1項第1号を除く。）の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第30条の2第1項	事業者	法第38条の2第1項に規定する事業者（以下この条から第30条の4までにおいて「事業者」という。）
	事後調査の	法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う調査（以下「事後調査」という。）の
第30条の2第1項ただし書	評価書	法第26条第2項に規定する評価書（以下「評価書」という。）
	第14条第1項第6号のウ	法第14条第1項第7号のハ

第30条の2第2項	関係市町村長	法第15条に規定する関係市町村長 (以下「関係市町村長」という。)
第30条の2第3項、第30条の3第2項、第31条第2項、第31条の5第2項、第31条の7第2項、第32条第2項及び第3項、第42条第2項及び第3項並びに第43条第2項	前項	第40条第1項において準用する前項
第30条の3第1項	前条第3項	第40条第1項において準用する前条第3項
第30条の4、第31条の6及び第43条第1項第5号	前条第1項	第40条第1項において準用する前条第1項
第31条第1項第4号	第6条第1項第2号	法第5条第1項第2号
	第1種事業又は第2種事業	法第2条第2項に規定する第1種事業又は同条第3項に規定する第2種事業
第31条の2第1号	第30条の2第1項ただし書	第40条第1項において準用する第30条の2第1項ただし書
第31条の2第2号及び第32条第1項第1号	第14条第1項第6号のイ	法第14条第1項第7号のロ
第31条の2第2号	前号	第40条第1項において準用する前号
第31条の4、第31条の5第1項及び第31条の7第1項	前条	第40条第1項において準用する前条
第31条の7第1項	第31条の5第1項	第40条第1項において準用する第31条の5第1項
第32条第1項及び第2項	事業者等	法第2条第5項に規定する事業者、同条第4項に規定する対象事業を実施している者
第32条第1項	第22条	法第27条
第32条第3項	第1項	第40条第1項において準用する第1項
第42条第1項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第42条第2項	対象事業実施区域	法第5条第1項第3号に規定する

		対象事業実施区域
第43条第1項第3号	配慮書、方法書、準備書、評価書	配慮書
	第31条第1項	第40条第1項において準用する第31条第1項
第43条第1項第4号	第31条の7第1項	第40条第1項において準用する第31条の7第1項

- 2 知事は、法第3条の7第1項、第10条第1項又は第20条第1項の規定により意見を述べるときは、技術指針に配慮しなければならない。
- 3 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を述べるときは、技術委員会の意見を聞くことができる。この場合において、技術委員会の意見が述べられたときは、知事は、当該意見を勘案して意見を述べるものとする。
- 4 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を述べたときは、当該意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 5 知事は、法第4条第2項(同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の書面の写しの送付を受けたときは、当該書面の写しをインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、同項に規定する区域を管轄する市町村長に当該書面の写しを送付し、期間を指定して、環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。
- 6 知事は、前項に定めるもののほか、同項の手続が行われる必要があるかどうかについての技術委員会の意見を聞くことができる。
- 7 知事は、法第4条第2項の規定により意見を述べるときは、前2項の意見を勘案するものとする。
- 8 知事は、法第4条第2項の規定により意見を述べたときは、第5項の市町村長に当該意見を送付するとともに、当該意見及び同項の市町村長の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 9 知事は、次に掲げる書類の送付を受けたときは、第5項の市町村長に当該書類の写しを送付するとともに、当該書類をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- (1) 法第4条第3項各号(同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- (2) 法第4条第7項に規定する通知又は書面の写し
- 10 法第10条第1項の場合において、知事は、法第2条第5項に規定する事業者が配慮書を作成しているときは、法第10条第1項の意見を速やかに述べるよう努めるものとする。
- 11 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項の規定により意見を述べるときは、技術委員会の意見を聴き、当該意見を勘案して意見を述べるものとする。
- 12 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項の規定により意見を述べたときは、法第6条第1項に規定する市町村長又は法第15条に規定する関係市町村長に法第10条第1項又は第20条第1項の書面の写しを送付するとともに、当該意見及び法第6条第1項に規定する市町村長又は法第15条に規定する関係市町村長の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 13 知事は、法第19条の事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、当該書類をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 14 知事は、法第20条第1項の規定により意見を述べる場合には、第20条の規定の例により、公聴会を開催するものとする。この場合において、知事は、公聴会で述べられた意見に配意し、意見を述べるものとする。
- 15 法第38条の2第1項に規定する事業者は、同項に規定する報告書を作成したときは、速やかに、知事及び法第15条に規定する関係市町村長に対し、当該報告書を送付しなければならない。
- 16 知事は、規則で定めるところにより、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われた範囲内で、この条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除することができる。

第41条 削除

第12章 雜則

(報告及び立入調査)

- 第42条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他知事が必要と認める者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の事務所、対象事業実施区域その他知事が必要と認める場所に立ち入り、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況を調査させることができる。
 - 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(勧告及び公表)

- 第43条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 第5条第6項の規定に違反して第2種事業を実施し、又は第26条第1項（同条第3項及び第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して対象事業を実施した者
 - (2) この条例の規定に違反して、環境影響評価その他の手続を行わない者
 - (3) 配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書、第31条第1項の報告書又は施工状況等報告書に虚偽の事項を記載して送付した者
 - (4) 第31条の7第1項又は第32条第2項の規定により求められた措置を講じない者
 - (5) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(隣接県の知事との協議)

- 第44条 知事は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に県の区域に属しない地域が含まれている場合において、必要があると認めるときは、当該地域における環境影響評価に関して、当該地域を管轄する県知事と協議するものとする。

(調査研究)

第45条 県は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術に関する調査及び研究の推進並びにその成果の普及に努めるものとする。

(都市計画法の適用を受ける事業に関する特例)

第46条 第1種事業、第2種事業若しくは法第2条第3項に規定する第2種事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該事業又は第1種事業、第2種事業若しくは法第2条第3項に規定する第2種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る事業についての環境影響評価その他の手続についての規則で定める。

(適用除外)

第47条 第2章からこの章までの規定は、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業及び災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要がある事業であつて知事が必要と認めるものについては、適用しない。

(補則)

第48条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して15月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条、第2条(同条第2号及び第3号の規則に係る部分を除く。)、第2章、第8章並びに附則第12項、第14項及び第15項の規定 公布の日
 - (2) 第2条(同条第2号又は第3号の規則に係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日
 - (3) 第5条第3項(同項の規則に係る部分に限る。)、第6条第1項(同項の規則に係る部分に限る。)、第7条(同条の規則に係る部分に限る。)、第8条(同条の規則に係る部分に限る。)、第9条第2項(同項の規則に係る部分に限る。)、第12条(同条の技術指針に係る部分に限る。)、第13条(同条の技術指針に係る部分に限る。)及び附則第7項から第11項までの規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過処置)

- 2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業(新たに第2種事業となる事業のうち、第5条第3項第1号の措置がとられたものを含む。)について、長野県環境影響評価指導要綱(昭和59年長野県告示第5号。以下この項及び次項において「指導要綱」という。)の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。
 - (1) 指導要綱第9条の手続を経た準備書 第15条の手続を経た準備書
 - (2) 指導要綱第10条の手続を経た準備書 第16条の手続を経た準備書

- (3) 指導要綱第11条の手続を経た準備書 第17条の手続を経た準備書
 - (4) 指導要綱第12条の手続を経た意見書の写し 第19条の手続を経た同条の意見書の写し及び書類
 - (5) 指導要綱第14条の手続を経た意見書 第20条の手続を経た同条第1項の書面
 - (6) 指導要綱第15条の手続を経た評価書 第21条の手続を経た評価書
 - (7) 指導要綱第16条の手続を経た評価書 第22条の手続を経た評価書
 - (8) 指導要綱第19条の規定による事業に着手した旨の通知 第31条の規定による通知
 - (9) 指導要綱第21条第1項の規定による求めに応じて提出された調査報告書第32条第1項の手続を経た報告書
- 3 第1種事業又は第2種事業に該当する事業（指導要綱の規定により前項各号に掲げる書類が作成されたものを除く。）であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該事業の実施に係る許可、認可その他の行為（法令の規定に基づくもので、規則で定めるものに限る。次項及び附則第5項において同じ。）がなされたもの（施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第2章から第10章までの規定は、適用しない。
- 4 施行日前に当該事業の実施に係る許可、認可その他の行為がなされた事業であって、施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により第1種事業又は第2種事業として実施されるものについては、第2章から第10章までの規定は、適用しない。
- 5 施行日前に当該事業の実施に係る許可、認可その他の行為がなされた第1種事業又は第2種事業を実施しようとする者その他規則で定める者は、附則第3項の規定にかかわらず、当該事業について、第6条から第22条まで、第31条及び第32条又は第12条から第22条まで、第31条及び第32条の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。
- 6 第23条から第26条まで並びに第27条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、第23条から第25条まで及び第26条第1項中「事業者」とあるのは「附則第5項に規定する第1種事業又は第2種事業を実施しようとする者」と、同条第2項中「事業者又は対象事業を実施している者」とあり、同条第3項及び第4項並びに第27条第2項中「事業者等」とあるのは「附則第5項に規定する第1種事業又は第2種事業を実施しようとする者又は実施している者」と読み替えるものとする。
- 7 この条例の施行後に事業者となるべき者は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行後この条例の施行前において、第6条から第13条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。
- 8 前項に規定する者は、同項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るものとする。
- 9 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を公告するものとする。
- 10 前項の規定による公告が行われた場合において、附則第7項に規定する者が第6条から第13条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行ったときは、知事及びこの条例の施行後に関係市町村長となるべき者は、これらの規定の例による手続を行うものとする。
- 11 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 12 知事は、法附則第5条第4項の規定により法第10条第1項の規定の例により意見を述べる場合には、技術委員会の意見を聴くものとする。
- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過処置に関する

事項は、規則で定める。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 14 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

(略)

(特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

- 15 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）の一部を次のように改正する。

(略)

附 則（平成19年7月17日条例第42号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業であって、この条例の施行の日前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出がなされたもの（この条例の施行の日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第2章から第10章までの規定は、適用しない。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

附 則（平成27年10月13日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業であって、当該施行の日前に当該事業の実施に係る許可、認可その他の行為（法令の規定に基づくもので、規則で定めるものに限る。）がなされたもの（同日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、この条例による改正後の長野県環境影響評価条例第2章から第10章までの規定は、適用しない。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

附 則（令和2年10月19日条例第38号）

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

- 1 道路の建設
- 2 ダムの建設
- 3 鉄道の建設
- 4 飛行場の建設

- 5 工場又は事業場の建設
- 6 電気工作物の建設
- 7 廃棄物処理施設の建設
- 8 下水道終末処理場の建設
- 9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設
- 10 土地区画整理事業
- 11 住宅団地の造成
- 12 工業団地の造成
- 13 流通業務団地の造成
- 14 別荘団地の造成
- 15 土石の採取又は鉱物の掘採
- 16 工作物の用に供する一団の土地の造成（1から15までに掲げるもの（規則で定めるものに限る。）を除く。）
- 17 1から16までに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業